

指定出資法人の役員報酬水準の見直し（案）について

- ◆ 現在の役員報酬水準（700万円～1,050万円）については、昨年度の役員報酬の定期点検の際、現在の報酬水準を適用すべきとの指定出資法人評価等審議会の意見に基づき、これまでと同水準とした
- ◆ しかしながら、近年大きな変動が無かった民間企業の従業員給与についても、今後、大幅な賃上げが進むことが予想され、現在の報酬水準では、法人が必要な人材を確保することが困難となるおそれがある

見直し案

現行の報酬水準を引き上げ、令和6年度から適用する。

＜役員報酬水準＞

現行：700万円～1,050万円 ⇒ 見直し後：730万円～1,080万円

【見直しの考え方】

- ・報酬水準については、直近3カ年の民間給与等の上昇率を基に見直し、令和6年度から適用
直近3カ年の正社員給料等上昇率 3.2%（参考資料4）⇒ 3%引き上げ
- ・具体的な報酬額については、現在の報酬基準の最高額（現在 1,050万円）に対して見直しを実施し、25万円刻みで報酬額を設定
- ・今後も民間等の実態に合わせ、必要に応じて定期点検時に見直しを検討

＜改定後の役員報酬の「報酬基準」＞

点数	報酬額		点数	報酬額	
	見直し前	見直し後		見直し前	見直し後
10～12点	1,050万円	1,080万円	6点	850万円	880万円
9.5点	1,025万円	1,055万円	5.5点	825万円	855万円
9点	1,000万円	1,030万円	5点	800万円	830万円
8.5点	975万円	1,005万円	4.5点	775万円	805万円
8点	950万円	980万円	4点	750万円	780万円
7.5点	925万円	955万円	3.5点	725万円	755万円
7点	900万円	930万円	3点	700万円	730万円
6.5点	875万円	905万円			

府役職定年後の給与水準との調整について

法人が、報酬基準額を超えた役員報酬を規定する場合は、これまでも府との協議により可能としていたが、本庁部長級の役職定年後の年収モデル以下の額（参考資料4）とする場合は、財務部との協議を不要とし、所管部局との協議により報酬額を定めることができるよう、規定を改正。（令和7年度から適用）

【参考】改定後の各法人の報酬基準額

法人名	役職名	新報酬基準	現行報酬基準
(公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事 ※3	741 万円	712 万円
(株) 大阪国際会議場	専務取締役 ※1	784 万円	760 万円
(公財) 大阪府国際交流財団	常務理事 ※3	788 万円	760 万円
(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事 ※3	836 万円	807 万円
大阪信用保証協会	理事長	1,055 万円	1,025 万円
大阪信用保証協会	常務理事 ※1	844 万円	820 万円
(公財) 西成労働福祉センター	業務執行理事 ※3	931 万円	902 万円
(一財) 大阪府みどり公社	理事長	880 万円	850 万円
(株) 大阪鶴見フラワーセンター	代表取締役社長	830 万円	800 万円
(株) 大阪鶴見フラワーセンター	常務取締役 ※1	664 万円	640 万円
(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長	930 万円	900 万円
(公財) 大阪府都市整備推進センター	常務理事 ※1	744 万円	720 万円
大阪府道路公社	理事長	880 万円	850 万円
大阪府道路公社	専務理事 ※1	704 万円	680 万円
大阪モルルール (株)	代表取締役社長	980 万円	950 万円
大阪モルルール (株)	代表取締役専務 ※2	882 万円	855 万円
大阪モルルール (株)	常務取締役 ※1	784 万円	760 万円
大阪外環状鉄道 (株)	代表取締役社長	830 万円	800 万円
大阪外環状鉄道 (株)	常務取締役 ※1	664 万円	640 万円
大阪府土地開発公社	理事長	830 万円	800 万円
大阪府土地開発公社	常務理事 ※1	664 万円	640 万円
堺泉北埠頭 (株)	代表取締役社長	955 万円	925 万円
堺泉北埠頭 (株)	常務取締役 ※1	764 万円	740 万円
大阪府住宅供給公社	理事長	980 万円	950 万円
大阪府住宅供給公社	常務理事 ※1	784 万円	760 万円
(公財) 大阪府文化財センター	専務理事 ※3	788 万円	760 万円
(公財) 大阪府育英会	理事長	880 万円	850 万円

※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を20%引下げ

※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を10%引下げ

※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ